

旅費業務効率化推進会議幹事会の構成員の官職の指定について

（令和5年7月11日）
旅費業務効率化推進会議議長決定

旅費業務効率化推進会議の開催について（令和5年7月5日内閣官房長官決裁）第3項の規定に基づき、旅費業務効率化推進会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）
構成員	内閣法制局長官総務室会計課長
	人事院事務総局会計課長
	内閣府大臣官房会計課長
	宮内庁長官官房主計課長
	公正取引委員会事務総局官房総務課長
	警察庁長官官房会計課長
	個人情報保護委員会事務局総務課長
	カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長
	金融庁総合政策局秘書課長
	消費者庁総務課長
	こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
	デジタル庁統括官付参事官（戦略・組織グループ担当）
	デジタル庁統括官付参事官（省庁業務サービスグループ担当）
	復興庁参事官（会計担当）
	総務省大臣官房会計課長
	総務省行政管理局管理官
	法務省大臣官房会計課長
	外務省大臣官房会計課長
	財務省大臣官房会計課長
	財務省主計局給与共済課長
	文部科学省大臣官房会計課長
	厚生労働省大臣官房会計課長
	農林水産省大臣官房参事官
	経済産業省大臣官房会計課長
	国土交通省大臣官房会計課長
	環境省大臣官房会計課長
	防衛省大臣官房会計課長

オブザーバー 衆議院事務局庶務部会計課長
参議院事務局庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局総務課長
会計検査院事務総長官房会計課長